

# 令和5年度第4回国分寺市協働事業審査会 報告

令和5年度第4回国分寺市協働事業審査会にて、公募型協働事業の内容審査を実施し、下記のとおりとなりました。

## 1 審査概要

日 時 令和5年11月10日（金）午後2時から午後3時20分まで  
場 所 アクティ・ココブンジ  
審査委員 6名  
審査案件 1件

## 2 審査結果

1件 採択 ※詳細は別紙「審査結果一覧」を参照。

## 3 審査・選考方法

合計得点が最も高い団体を採択する。ただし、得点が合格基準点を下回った場合、又は同一審査項目について委員の過半数の評価がC又はDとなった場合は、その企画内容を問わず不採択とする。

### ■合格基準点

3点（どちらかといえば評価できる）×審査項目数×出席委員数

※今回は3点×6項目×6人＝108点

### ■審査項目

審査項目		内容
1	業務執行体制の状況	業務執行体制が充実しており、円滑に業務を行えるか。
2	事業への意欲・熱意	企画提案内容、プレゼンテーション等から、事業の実施に熱意や意欲が感じられるか。
3	事業実施に関する理解力・専門性	事業実施に関して必要な知識を有しているか。
4	事業効果を高めるための創意工夫・独創性	効果を高めるための、創意工夫がされているか。その団体でしかできないもの、他にはない提案があるか。
5	団体構成員の能力育成	団体構成員への能力育成や市民に対する接遇・苦情対応などのサービスの向上の取組が図られているか。
6	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積りとなっているか。

## ■評価基準

A (4点)	評価できる
B (3点)	どちらかといえば評価できる
C (2点)	どちらかといえば評価できない
D (1点)	あまり評価できない



## 4 参 考

国分寺市協働事業審査会委員一覧

(敬称略)

委員種別	氏 名	職 業 な ど	出欠
1号委員	田代 美香	特定非営利活動法人 ぐらすかわさき 副理事長	出席
同 上	島岡 未来子	早稲田大学 研究戦略センター 教授 公立大学法人 神奈川県立保健福祉大学 ヘルスイノベーションスクール 教授	出席
同 上	跡部 千慧	立教大学 コミュニティ福祉学部 助教	出席
2号委員	沢柳 和彦	国分寺市 政策部長	出席
3号委員	伊藤 寿一	国分寺市 総務部長	出席
4号委員	杉本 守啓	国分寺市 市民生活部長	出席

会長：田代 美香，副会長：沢柳 和彦

## 令和5年度募集公募型協働事業 内容審査結果

### ■審査対象

事業名称	応募団体	担当課	提案予算額	得点／満点中	結果
こくぶんじ 青空ひろば事業	特定非営利活動法人 冒険遊び場の会	子ども子育て 支援課	28,409,960 円	132 点 ／144 点	採択

### ■得点内訳 ※合格基準点 6名×6項目×3点=108点

審査項目	内容	冒険遊び場の会	
		CD 評価数	得点
1 業務執行体制の状況	業務執行体制が充実しており、円滑に業務を行えるか。	0	24
2 事業への意欲・熱意	企画提案内容、プレゼンテーション等から、事業の実施に熱意や意欲が感じられるか。	0	24
3 事業実施に関する理解力・専門性	事業実施に関して必要な知識を有しているか。	0	24
4 事業効果を高めるための創意工夫・独創性	効果を高めるための、創意工夫がされているか。その団体でしかできないもの、他にはない提案があるか。	0	22
5 団体構成員の能力育成	団体構成員への能力育成や市民に対する接遇・苦情対応などのサービスの向上の取組が図られているか。	0	21
6 費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積りとなっているか。	1	17
合計得点		132	

### ■審査会からの意見

#### <団体への意見>

平成29年度から7年間、継続して実施しており、地域に定着している事業であると評価します。今後もアンケートの手法等に工夫を重ね、幅広く利用者等のニーズを把握しながら、事業のブラッシュアップを図ってください。

また、転入してきた子育て世代や初めて子育てをする方々等、本事業を知らない方への認知度をより一層高めていく必要があります。SNS等を活用して、更なる広報の拡充が行われることを期待します。

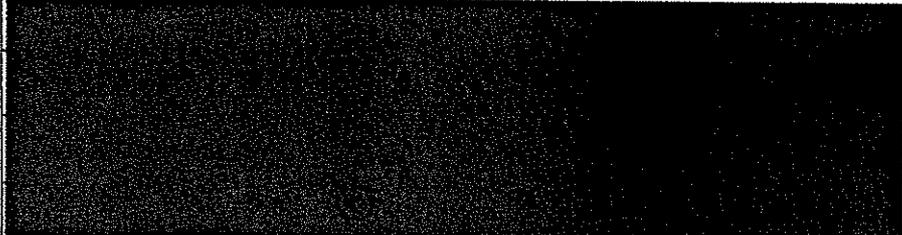
#### <担当課への意見>

本事業を知らない方が、市のホームページの該当ページを見つけやすくする等の改善を行い、より一層の事業周知を行ってください。

また、屋外で実施する事業のため、天候等により活動が困難な場合もありますが、団体と綿密な連携を取りながら進捗管理を行ってください。

「こくぶんじ青空ひろば事業」申込書

「こくぶんじ青空ひろば事業」へ下記のとおり申込みます。

団体の名称	(7/1がナ)トクテイヒエイリカツドウホウジン ボウケンアソビバノカイ		
	特定非営利活動法人 冒険遊び場の会		
所在地	〒185-0005 東京都国分寺市並木町1-7-7 ピッコロ101号室		
	電話 042-202-0017 FAX 左記と同じ Eメール mail@  hibanokai.or.jp		
代表者氏名	武藤陽子  <small>手書き(署名)しない場合は、記名し押印してください。</small>		
設立年月日	2000年 1月		
会員の状況	正会員数 98人・ 1団体 (内国分寺市民 80人)	年会費	5,000円
	賛助会員数 83人・ 1団体	年会費	2,500円
ホームページ	<a href="https://www.boukenasobibanokai.or.jp/">https://www.boukenasobibanokai.or.jp/</a>		
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 事業企画書(様式第4号) <input checked="" type="checkbox"/> 過去の活動実績報告書 <input checked="" type="checkbox"/> 会則・定款・規約 <input checked="" type="checkbox"/> 令和5年度収支予算書 <input checked="" type="checkbox"/> 令和4年度収支決算書 <input checked="" type="checkbox"/> 法人市民税納税証明書 <input type="checkbox"/> その他( )		
担当者連絡先			

## 「こくぶんじ青空ひろば事業」 事業企画書

令和 5 年 10 月 16 日

団体名 特定非営利活動法人 冒険遊び場の会

\* 次の事項について、具体的に記載してください。記載欄不足の場合は、任意の別紙に作成してもかまいません

### 1 業務執行体制の状況

スタッフの役割	人数	仕事の内容
事業担当者	1 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 全体管理</li> <li>・ 活動公園の巡回</li> <li>・ 年間活動計画</li> <li>・ 関係団体との連絡調整会議</li> <li>・ 年間活動報告作成</li> <li>・ 事業内の研修計画と研修実施</li> </ul>
公園責任者	各公園 1 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業担当者との連絡</li> <li>・ 活動場所の管理</li> <li>・ プレイリーダーの管理</li> <li>・ 活動記録まとめ作成</li> <li>・ 近隣住民との連絡調整</li> <li>・ 消耗品の購入、備品管理</li> </ul>
プレイリーダー	1 公園につき 2 名～3 名 (公園責任者含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遊びの計画</li> <li>・ 遊具や道具、材料、備品の準備</li> <li>・ 遊び場の設営</li> <li>・ 遊びの見守り</li> <li>・ 安全管理</li> <li>・ 遊びの助言</li> <li>・ 子どもたちのトラブルの仲裁、解決</li> <li>・ 親子の遊びの見守り</li> <li>・ 遊びを通した子育て支援</li> <li>・ 相談への対応</li> <li>・ 子育て情報の発信</li> <li>・ 近隣市民への広報、説明</li> <li>・ 活動記録</li> <li>・ ヒヤットハットレポート作成</li> <li>・ 事故等緊急時の対応</li> </ul>
カウンセラー	1 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園の巡回相談 (* 1 公園年 3 回程度年間 30 日)</li> </ul>

\* 1 人のスタッフが複数の役割を担当する場合あり。

## \*連携・協力

---

### 市民サポーター・ボランティア

スタッフのほか、利用者、高齢者、地域住民などから、市民サポーターやボランティアを募集し、各公園で活動に協力してもらう。(市民サポーター謝金は昼食代程度)

### 関係団体、施設

〈国分寺市プレイステーション〉(冒険遊び場の会が指定管理運営)

- ・道具の保管、遊びの内容のアドバイスについて協力してもらう。

〈子育て相談室〉

- ・子育て情報や相談を必要とする利用者を子ども家庭支援センターの子育て応援パートナーにつなげる。

〈緑と公園課〉

- ・公園の使用許可申請を行い、公園の清掃・管理について協力をお願いする。
- ・冒険遊び場の会が各公園の公園サポーターとして登録し、清掃、危険個所の点検など公園の維持管理に協力する。
- ・公園について利用者の要望や近隣住民の苦情等を聞き、公園課に情報提供する。

〈その他周辺住民や地域で活動する市民団体〉

- ・周辺住民や公園を利用する活動団体には、活動への理解が深まるよう丁寧に説明し、地域で共に子どもたちを見守る土壌を作っていく。

## 【一日の活動スケジュール (基本)】

---

### \*午前開催公園 4か所

10:00~12:00 準備、遊びの見守りと支援、相談  
12:00~12:30 片付け、業務連絡、活動の振り返り

\*準備、片づけは利用者も参加して行う

### \*一日開催公園 6か所

10:00~12:00 準備、遊びの見守りと支援、相談  
12:00~12:30 片づけ、業務連絡、活動の振り返り  
12:30~13:30 昼休憩  
13:30~17:00 準備、遊びの見守りと支援  
17:00~17:30 片づけ、搬出、業務連絡、活動の振り返り

\*準備、片づけは利用者も参加して行う

## 【その他の活動】

---

### ・公園ポストの設置

全10公園にポストを設置し、活動日以外の利用者とのコミュニケーション手段として活用。手紙にはプレイリーダーが返事を記入して掲示板に張り出す。

- ・ミニ公園まつり 年3回程度。
- ・アンケート調査

## 【スタッフ会議・関係会議】

---

### 定例会議

\*毎月1日×11か月

- ・月の活動の計画や情報の共有、ヒヤリハット案件の検証、課題についての検討などを話し合う。

### 相談担当者との話し合い

\*年間2回

- ・前後期で1回ずつ、カウンセラーなど相談担当者との話し合いを行う。

### 子ども子育て支援課との会議

\*年間3回

- ・学期に1回、公園責任者と事業担当課との話し合いを行う。

### 公園関係各課との会議（出席課：緑と公園課、スポーツ振興課、子ども子育て支援課）

\*年間1回

- ・青空ひろば事業が行われている公園担当課との話し合いを行い、公園の在り方、使い方等を考える。

### 円卓会議、地区連絡会への出席（担当課：子ども家庭支援センター）

\*毎月1日×12か月

- ・親子ひろば事業者の集まりの会議に、屋外の親子ひろばの立場で出席。
- ・公園担当者は、学期ごとの地区連絡会に出席する。

## 2 事業への意欲・熱意

### 応募の理由・抱負等について

(応募した動機、この事業についての抱負や考え方など。)

#### ・事業の効果を実感

ボランティア時代を含めて 30 年間、週に一度の遊び場活動を続けてきました。時間をかけて接していくと、子どもも大人も笑顔が増え、元気になっていく様子が見られ、地域の人々の何らかの支えになっているのではないかと感じます。

母親たちとは継続して関わることで子どもの成長と一緒に喜ぶことができます。人と比べてばかりで子育ての悩みを深くしていた母親が、自分の子どもの少し前の状態と比べることで成長が実感でき、問題を乗り越えていく様子もみられました。そして今では子育ても一段落して、利用者ではなくスタッフとして共に活動を支えている人もいます。

また小学生以上の子ども達とは時間をかけてつき合うことで、長い目で子どもを見、心配だった子どもも時間と共にしっかりと成長していく姿を目の当たりにしました。

一緒に遊んでいた子どもが大学生になってふらっと公園に来てくれたり、今ではしっかり働いているのを見かけたり、と、身近な地域だからこそ、そういった共に過ごした時間の価値を知ることができます。公園のおじちゃん、おばちゃん、としてプレイリーダーがまちに存在することが、重要であると感じてきました。

アンケート調査からは利用者が活動に満足している様子がよくわかります。

活動に参加した保護者の 95%が「とても良かった」「良かった」という感想でした。「子どもがとても楽しく遊んでいた」「スタッフがやさしく接してくれた」「家ではできない楽しい遊びができる」「下の子を見てもらえて助かった」「友達も増えた」などの感想がたくさんありました。

子どもたちへのアンケートからは、「また来たい」が約 90%と、高い満足度がうかがえます。楽しかった遊びは「工作」が最も多く、「鬼ごっこ」「火起こし体験」「ボール遊び」などが多くなっています。これらの人気の遊びは、30 年間ほとんど変わっていないのも特徴です。こういった遊びは現代ではなかなかできなくなっていることの裏返しでもあります。

このように、親たちの応援ができて、子どもの豊かな遊びを提供できるという本事業の効果を、30 年経過してますます実感しているところです。この活動を絶やさず守っていく必要を感じ、応募したいと考えました。

#### ・公園の有効利用と新たな意義の発見

本事業は現在市の事業として定着していますが、発足当初の 30 年前は、人が行き交うまちなかの公園で、子どもたちの遊び場や親子の居場所がこんなにも継続するとは思っていなかったと思います。利用者の特定が難しい戸外での活動、しかも誰でもが利用する公園での活動は、メリットが想像できなかったかもしれません。

当時は「子どもの遊び場が少ない」→「作る場所が確保できない、予算がない」→お金を使わずに今ある空間を使えないか→「そうだ、誰でも利用できる公園という公共財産を使えばいいのでは」という発想だけで、どちらかという遊び場不足を補うための「仕方ない選択」でした。

しかし、30年経過して思うことは、公園は、まちのあちこちにある小さな空間ながら、上手に使ってみれば遊び場として、また子育ての情報発信や交流の拠点として機能できるということでした。

特に、移動に難のある乳幼児と保護者や障がいのある方、高齢者などにとって、家からすぐ近くにある空間が、井戸端のような雰囲気であることはメリットが大きいと考えられます。公園が、支援を必要とする人へのアウトリーチ的な機能を持っているのではないか、と思うようになりました。

孤立し、支援を必要とする人たちは、家から離れられない状況や、遠くまで出かける状況にない場合が多く、歩いてすぐのところにある公園は買い物帰りなどで立ち寄りやすい場所です。実際に、疲れ切って子どもを外に連れ出すのがやっとという保護者や、不登校の子どもたちが立ち寄りやすくなることが増えてきており、子育て支援という観点では一人一人に寄り添える利用者支援事業にもつながるとも思いました。

大きな街区公園などで集中して活動を行うのに比べて効率はあまり良くなくても、その周辺に住んでいる、本当に支援を必要としている人たちにたどり着く場所、という意義でまちに点在する公園の価値をとらえ直し、子育てしやすいまちにするために貢献したいと考えました。

#### ・公園での活動を通じて子どもたちを温かく見守れる地域に

国分寺市内の公園は計画的に設置されたものは少なく、宅地開発による極小公園が点在していることから、遊びや交流に適している公園は少なく、否が応でも近隣の住民の理解と温かい見守りをセットにしないと、子どもの元気な声が響く青空ひろばのような活動は成り立たないのが実情です。

また、様々な地域の課題が、公園での活動に影を落とすことも多くなっています。

子どもの遊びに寛容になる余裕がない孤立する高齢者、忙しすぎる保護者達、学校も塾も習い事もこなす忙しい子どもたち、不登校などで孤立する子どもたち、そして安全とばかり言えないまちの交通状況や犯罪の情報など、子どもたちの遊びをめぐる状況はあまり良いとは言えません。

そのような中で、むしろ青空ひろばのような活動を継続することで、地域のつながりが薄れゆくまちに何らかの変化をおこせないか、少しでも地域の課題に良い効果をもたらすことができないか、と考えています。まちの現状は、活動を難しくしている一面もあるけれど、逆に活動があるからこそ地域に良い影響を与える可能性もあるのではないのでしょうか。

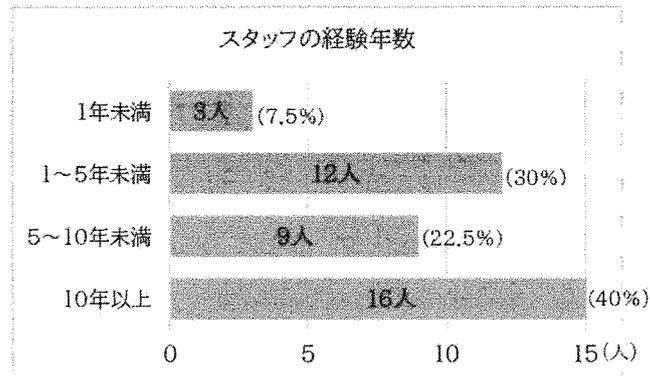
地域のつながりづくりを活動の根元におくことで、良い影響を生み出せるよう努力していきたいと考え、応募を決意しました。

以前利用者からのアンケートに、「こういった取り組みを全国に知ってもらい、日本のスタンダードになることを願う」と声が寄せられたことがありました。諸外国では外遊びはお金を払ってするものであり、子どもが一人で公園に出かけられる、無料で遊ぶことができるというのは世界でも稀有なことだそうです。

まちにある身近な公共空間を利用して、外遊びの中で自分たちで考え、生きていく力を持てるよう、子どもも大人も支援するのが私たちの役割であり、努力していきたいと思っています。

・冒険遊び場の会が事業を実施することのメリット

① 戸外での遊び場活動について経験を有するプレイリーダーを多く雇用している。



② 冒険遊び場市プレイステーションの事業と協力関係で一体的な運営ができる。

③ 親子ひろばを2か所運営しており、子育て支援に経験のあるスタッフを多数雇用している。

④ 公園での遊び場活動の運営に30年の経験とノウハウの蓄積がある

⑤ 公園管理を担当する課と長年にわたり協力関係にある

⑥ 市内の公園調査や遊び場マップ作製などの実績があり、公園状況に詳しいスタッフを多数雇用している

⑦ 利用者に近い所から出発している NPO のため、地域の土地勘や人間関係を通じてニーズの把握や利用者への寄り添いなどがスムーズに行われやすい。

⑧ 行政との協働事業の経験が豊富で、公平や平等など公共事業についての研修も進んでいる。

以上のように、本事業を持続するために必要なスキル、運営のノウハウについて経験を有する当会が、青空ひろば事業を運営し、さらに発展させたいと考えております。

### 3 事業実施に関する理解力

#### ・事業目的などの理解

---

##### 【午前の活動】

公募書類では、本事業の目的として以下の2点が掲げられています。

- ① 孤立しがちな乳幼児と保護者の遊びと交流の場所を作ること
- ② 子育てを共に支えあい虐待を防止できるまちづくりの推進

②は、過去の募集要項の事業目的には無かった内容であり、交流の場所だけではなく、新たに支援を必要とする親子の子育て支援を明確に位置付けてあります。つまり、これまでの活動に加えて、子育て支援の仕組みの一端を担えるよう活動する事が求められていると思います。このことは、誰でも気軽に遊びに来られる場所、というだけでなく、支援を必要とする孤立する親子をターゲットにした活動をも併せて実施するということだと思います。

孤立する親子が来やすい場所、を公園で実現するには様々な工夫が必要となります。なぜなら、これまでの「誰でも気軽に来られる場所」は、そういう人たちにとってはなかなか足が向かない場所である可能性もあるからです。しかし、公園によっては既に支援が必要な保護者や子どもがよく来ている所もあり、来やすい条件や、どのような工夫をすれば来やすいか、について考え、実施していくことが求められています。

事業内容には「育児・妊娠等の相談に関する事」が明記されたので、遊びを通しての助言、援助、相談だけではなく、より専門的な相談機能を持った居場所としての運営を求められています。子育て相談室との連携による事業実施や、会独自の工夫などが必要となります。

##### 【午後の活動】

午後の活動については目的の文章を分割すると以下の5点が目的として掲げられています。

- ① 戸外での遊びを促す活動
- ② 放課後を安心して過ごせる居場所
- ③ 自主的な遊びや生活に根差した遊びを展開することで子どもの成長を育む
- ④ 身体能力、危険を回避する能力の向上
- ⑤ 異年齢交流、多世代交流

このほか仕様書では「その他」の項目の中で活動の中の安全管理等について明確な対応を求めており、安全管理マニュアル等の作成が重要です。

#### ・冒険遊び場の会の工夫（詳細は事業効果を高めるための創意工夫、参照）

---

- ① 孤立する人たちが来やすい工夫としては特定の日を設けてミニイベントを開催するなど、よりハードルを下げられる活動を考えています。
- ② また、相談機能の充実として、カウンセラーを公園に派遣し、公園で気軽に相談に応じられるような企画を考えています。
- ③ これまでも取り組んできた遊びの内容をさらに充実させるため、研修に力を入れてスキルアップします。

- ④異年齢、多世代交流をより進めるために、地域の高齢者がボランティアとして参加しやすいように、積極的に声をかけるなどします。また、利用者が活動の担い手になる場面を増やし、協力してひろばを作っていく気持ちを醸成します。
- ⑤安全管理についてはより強化し、マニュアルの充実と研修の充実に取り組みます。目的の中にある「子どもの身体能力・危険を回避する能力の向上」を達成するためには、単純にリスクゼロを目指して活動の幅を狭めるのではなく、子どもの成長というメリットとリスクを吟味し、重大事故を防ぎつつも危険について学べるような活動の在り方を目指し、具体的なスキルに基づいた活動をしていきたいと考えています。

## 4 事業効果を高めるための創意工夫・独創性

### ①活動を豊かにする工夫

---

- ア、親子が楽しく遊べる手作りの遊具を準備し、家でも簡単にできる遊びの提案にもつなげる。
- イ、公園の自然を生かした活動を取り入れる
- ・季節ごとに変化する公園の特色を生かし、公園内の自然（樹木、葉っぱ、実、泥、砂、水、生きものなど）を取り入れた遊びができるよう準備する。
  - ・小山、樹林、池、せせらぎなど、公園とその周辺の地形を利用した活動を行う。
- ウ、様々な体験活動を行えるように材料や道具を準備する
- ・工作やおやつづくり、火起こし体験、手芸など生活に根差した活動ができるようコーナーを設ける
- エ、昔遊びを取り入れ、身体や指先の鍛錬と同時に、試行錯誤して習得していく遊びの楽しさ、一人でも集団でも遊ぶ楽しさを伝える。
- オ、一人で静かに過ごしたい子のために、本やマンガが読めるコーナーを設ける。

### ②交流と支えあいを生む工夫

---

- ア、乳幼児親子がお互いの会話のきっかけになるよう、公園の一角にゴザを敷いて絵本や遊具などを配備する。
- イ、親子同士が関わって遊ぶような電車ごっこやみんなで遊ぶ場面ができるような砂場遊びなどの工夫をする。
- ウ、子どもの世話が大変な兄弟連れの母親に、スタッフが下の子を見たり、休める工夫をする。また、親同士が子どもを見あったり、高齢者が子どもを見守れるよう、ベンチやゴザコーナーなどを有効に利用する。
- エ、子ども同士の交流を生む工夫
- ・年齢の大きい子どもがおやつを準備する、小さい子に遊び方を教えるなど、遊び場での役割を与え、異年齢が交流し助け合うよう工夫する。
  - ・鬼ごっこなど年齢の幅が広く遊べる遊びの提供などを行う。
  - ・学校や学年が違って仲間としてお互いを認め合えるよう、プレイリーダーが関係をコーディネートし、サポートする。
- オ、多世代の交流を生む工夫
- ・高齢者から乳幼児まで、多世代が関わりを持てるよう、プレイリーダーが関係をコーディネートし、サポートする。

### ③子どもの自主性を大切にし、創意工夫を大切にする見守り

---

- ア、プレイリーダーは、遊びのヒントや興味を持ってそうな材料の準備などに重点を置いたサポートをし、子どもの自由な想像力やチャレンジ精神、自主的に生まれる遊びを大事にする。

#### ④利用者をサービスの受け手から活動の主體的な担い手に

---

ア、公園での遊びや様々なトラブルなどについて、親子や子どもたちにも意見を聞き、みんなで考えて活動するようにする。

イ、市民サポーターの導入

- ・利用者やその他の地域の人たちが気軽に活動を支える側になれるよう、市民サポーターという仕組みを取り入れる。
- ・サポートの仕方に段階を設け、無理なく自由にサポートを行うタイプと、より積極的に一定時間活動のサポートをする、など複数のタイプを設ける。
- ・市民サポーターには最初に説明を活動場所で行い、安心して活動できるようにする。

#### ⑤支援を必要とする人たちが来やすい、利用しやすい工夫

---

ア、カウンセラーを公園に派遣し、心配や悩みについて相談できるようにする。

- ・1公園年3回程度。10公園で年間30日。イベント的に広報し、公園の片隅で個別に相談できるようコーナーを作るなどの工夫をする。相談内容によって子育て応援パートナーなどにつなぐ連携をとる。

イ、放課後デイサービスなど活動場所に悩んでいるグループなどと連携をとり、日を決めてスタッフがフォローすることで利用しやすくする。

ウ、様々な人が来やすいような小さなイベントを各公園で行い、多様な人に知ってもらい利用を促していく。イベント時に相談が受けられるようなコーナーなども設けて工夫をしていく。

エ、スタッフは子育て支援に関する研修に参加し、小さな相談や子育て中の親に寄り添えるようなスキルを身につける。

#### ⑥子育てを支えあい虐待を防止できるまちづくりの工夫

---

ア、周辺住民の理解を得る工夫

- ・新年度に活動を始める際に周辺の住民への訪問と説明を行い、子育て中の親子の現状や子どもたちの遊び場の現状について理解を求め、協力をお願いする。
- ・顔の見える関係になることを第一にし、周辺住民の声を積極的に聞く。
- ・苦情などについては丁寧に話を聞き、利用者、担当課などと連携しながら解決する努力をする。

イ、周辺住民が活動を見たり一緒に話したりできる機会の創出

- ・ミニイベントなど周辺住民が参加できる機会を設ける。

ウ、公園にカウンセラーを派遣し、様々な人たちが相談できる機会をつくる。

エ、活動日以外でも公園とその周辺のまちとつながるよう、公園内にコミュニケーションをとれるポストを設置し、匿名でも心配事や悩みなどを共有できるようにする。

#### ⑦安全管理について

---

ア、安全管理マニュアルの策定と更新

- ・すでにある安全管理マニュアルをさらに充実させ、定期的に見直しを行う。

### 【安全管理マニュアルの内容(項目)】

1. 安全管理マニュアル作成の目的と留意事項
2. 活動の中止など
3. 活動中の公園での安全管理  
(準備、ミーティング、スタッフ配置、片付け、見回り、終了後、感染症対策など)
4. 公園別安全管理  
(活動場所の特徴と活動内容の留意点、)
5. 公園遊具別安全管理  
(砂場、すべり台、など遊具別の注意事項)
6. 遊びの内容別安全管理  
(水遊び、工作、電車ごっこ、ボール遊び、火の体験活動など)
7. 緊急時対応

### 【青空ひろば 安全管理マニュアル (抜粋)】

#### 1. 安全管理マニュアル作成の目的と留意事項

- ・青空ひろばは子どもの自主的な遊び、やってみたいという気持ちを尊重して活動する事を基本とし、そういった遊びが安全に実現できるよう、遊び場を整え、準備するために本安全管理マニュアルを作成する。
- ・活動にあたっては子どもには予測不可能な動きがあることを常に意識すること。
- ・大きなケガ・事故のないよう、ヒヤリハット事例をスタッフ間で常に共有し、検証を重ねること。
- ・安全管理マニュアルは定期的に更新すること。

#### 2. 活動の中止など

荒天、積雪、および環境省の熱中症予防予報サイトで暑さ指数が危険と出ている場合には、活動の開催・中止について判断することとする。

#### 3. 活動中の公園での安全管理

##### ① 受付

##### ② 活動前の準備

###### 【見回りと点検】

- ・活動場所を見回り、ゴミや動物のフン、たばこの吸い殻、危険なものなどを拾い集め、処分する。
- ・その日の危険箇所をチェックし、スタッフ間で共有する。

###### 【活動前ミーティング】

- ・活動内容を打ち合わせ、その日の安全管理の留意点を確認する。
- ・緊急時の以下の役割分担を決める
  - ア、ケガがあったときの子どもに寄り添うスタッフ
  - イ、関係各課、事業担当者、代表、保護者などに連絡するスタッフ(公園担当)
  - ウ、活動を縮小、他の子ども達への対応をするスタッフ

##### ③ 活動中のスタッフ配置

- ・全体をみるスタッフを、見通しのいいところに配置する。
- ・配置場所から離れる必要がある場合は、他のスタッフと交代するなど連携を図る。
- ・普段と違う遊びが始まった場合は、リスクがあることを認識し、スタッフが付く。

④ 片付け、見回り

⑤ 活動終了後

- ・活動の振り返りを行う。

\* 留意事項

- ・公共の公園での活動であることを意識して、近隣に配慮した活動を行う。
- ・遊びの動線に、一般の利用者が入ってくることを意識して活動する。

4. 公園別安全管理(一部抜粋)

【一日開催公園】

① 窪東公園

活動場所
<ul style="list-style-type: none"><li>・日常的に野球、サッカーなどを目的に来ている利用者が多いので、活動場所を状況に応じて変更し、安全な場所に設定する。</li><li>・近隣への騒音に配慮し、活動は東側の府中街道寄りで行う。</li></ul>
活動内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・ボール遊びは、ボールが道路に出ないように遊ぶ向きに注意する。</li><li>・水路での遊びは、保護者がいる場合も注意して見る。初めて来た親子にはあらかじめ危険性を伝え、目を離さないように声をかける。</li><li>・着替えは着替え用のテントを設置し、利用してもらう。(写真の被写体になることを防ぐ)</li></ul>

② けやき公園

活動場所
<ul style="list-style-type: none"><li>・子どもの遊ぶ範囲が広いので、活動中、活動後に東屋、水路、グラウンド付近まで見回りを行う。特に活動で制作した遊具などの置き去りがいないか点検する。</li><li>・冬場は早めに活動を切り上げ、暗くならないうちに見回る。</li><li>・起伏が多く、むき出しの木の根などもあり、ケガの可能性があるので活動前の点検を行い注意喚起する。特に雨上がりの地面、水路付近に注意。</li><li>・公園利用者の動線をふさぐような場所に、活動場所を配置しないこと。</li></ul>
活動内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・木工作の場所は近隣への騒音対策を考えて設置する。</li><li>・木工作は工作台に密集しがちなので、木材や工具の数を減らすことで人数を調整する。</li><li>・ノコギリを使用するときは、隣と距離を置くよう指導する。</li><li>・ブランコを設置した時はスタッフが強度を必ず確かめ、木に傷がつかないように養生する。</li></ul>

③ 並木町公園

活動場所
<ul style="list-style-type: none"><li>・活動前のゴミ拾いの際は、奥の草むらの上など動物のフンが落ちていることも多いので、確認する。</li><li>・タバコの吸殻が落ちていないか、活動前、活動中にも注見回る。ベンチの隙間、用水脇の隙間にも注視。</li><li>・利用者の自転車は、東側通路に斜めに駐輪。スタッフの自転車は公園内の南側トイレ横に停める。</li></ul>

#### 活動内容

- ・隣接した畑にボールが入らないように、ボール遊びの位置を工夫する。  
山の上でのボール遊びは、弾みの少ないボールを使用する。
- ・道路に面しているので飛び出しが危険。入り口付近にはスタッフがつき、鬼ごっこやボール遊びでボールや子どもが飛び出さないように注意する。
- ・トイレや遊具の屋根には登らせない。
- ・砂川用水には、用水の会の人と一緒に清掃する時以外は、立ち入らない。

#### ④ 日吉町なかよし公園

#### 活動場所

- ・四方を住宅に囲まれた公園なので、近隣に配慮する。(騒音、ボール遊びのボールが隣家の敷地に入らないように)
- ・公園内を通り抜ける地域の方や子ども達が多い。遊びが通行の妨げにならないように注意する。
- ・2方が道路に面しているため、子どもの道路への飛び出しに気をつける。
- ・公園内に日影がなく、熱中症の危険性がある。利用者への水分補給や休憩の注意喚起を行う。

#### 活動内容

- ・ボール遊びでは競技用のボールなど硬いものは使用しない。
- ・親と一緒にブランコやジャングルジムで遊んでいる時は、スタッフが見守る。親がついていても落下などの危険がある。(遊具のある他の公園も同じ)
- ・狭い敷地内で、ボール遊びや鬼ごっこなどの動的な遊びが複数重なることがあるので、注意する。
- ・公園の見通しのいい場所にスタッフを一人配置し、遊びを見渡せるようにする。

#### ⑤ 西恋ヶ窪若松公園

#### 活動場所

- ・ベンチに吸い殻や飲み残しのゴミが多いので、活動前に念入りに点検する。
- ・公園外姿見の池への散歩は、複数の子どもを連れた親子には移動の際にサポートをする。  
サポートできない場合は無理に散歩に出かけない。
- ・隣接した水路に、幼児が落下したり、乗り物遊具ごと落ちることもあるので、注意して見る。
- ・午後は狭い敷地内で小学生と幼児親子が同時に遊びを展開するので、遊ぶエリアを分ける。
- ・日差しが強い日は  
午前: 砂場上にテント設置 ペグが打てないのでテントが飛ぶ恐れのある日は出さない。  
午後: 日差しの傾きによってテントを動かす。主に作業台の上に設置、ペグを打つ。
- ・ゴミ拾いなど環境チェックの時に川にガラス等、ケガの恐れがあるものがないかチェックする。  
夏場は特にコケなど、川底が滑りやすい状態にないかスタッフが実際に川に入って確認する。

#### 活動内容

- ・幼児が走って道路に飛び出さないように注意喚起する。
- ・親水部分以外は立ち入り禁止であることを説明する。活動最後には釣り道具などが放置されていないか確認する。
- ・鬼ごっこを始める前に、事前に舗装されていない道が雨上がりなどですべりやすすくないか確認する。  
また、道路に出ないこと、住宅に入らないように注意喚起する。

- ・小学生がブランコを使っている時、幼児が柵の中に走って入り込むことがあるので、注意する。
- ・滑り台に高さがあり危険。滑り台利用の際は、目を離さない。大人に声掛け、落下しないよう注意喚起する。

#### ⑥ 元町公園

##### 活動場所

- ・活動前のゴミ拾いは、植え込みや公園の周りも確認する。ガラスなどの危険なものも落ちていないか確認。
- ・砂場に猫のフンが落ちてないか点検、砂の掘り起こしをする。
- ・チャドクガ・アシナガバチの巣がないか確認。
- ・西側集合住宅前の道路では遊ばないように子ども達に伝える。親子で遊んでいる場合は、車や通行人に気をつけるように伝える。
- ・自転車やベビーカーは、公園内の南側に停める。
- ・排水溝が滑る(特に雨がりの)ので注意喚起する。

##### 活動内容

- ・道路に面しているので飛び出しが危険。鬼ごっこやボール遊びで、子どもが飛び出さないよう子ども達に伝える。見守る大人の人数に余裕があれば入口付近にスタッフが立つ。
- ・狭い公園内でボール遊びや鬼ごっこなどの動的な遊びが複数重なることがあるので、遊びの様子によって工作台の配置や遊びの場所、遊び内容を変更する。

#### 【午前開催公園】

#### ① 北町公園

##### 活動場所

- ・泥んこ遊びスペースに、ガラスの破片や危ないものがないか事前に確認する。

##### 遊具

- ・すべり台は、高さがありスピードがでやすいので、飛び出して尻もちをつくこともある。慣れない子や小さい子が滑る時は、親子で一緒に滑ったり、スタッフが下でフォローする
- ・ウォールクライミング裏に上っていく時、滑って転倒しやすいことを声かけする。雨上がり後など、土が湿っている時は特に注意が必要。
- ・ウォールクライミングと滑り台が並置され、すべり口とクライミングのぼり口が同型。間違えて転落する可能性があるので留意する。  
上がり口から下をのぞくと落ちる可能性があるため、保護者が上にあげるのはすすめない。

#### ② 本多わかば公園

##### 活動場所

- ・ベンチに吸い殻や飲み残しのゴミが多いので、活動前に念入りに点検する。
- ・砂場に日陰がないので、熱中症対策で日よけシートを張る。親子に水分補給を促す。

##### 遊具

- ・複合遊具のすべり台が急なので注意が必要。兄弟がいたり保護者に手助けが必要な場合、スタッフが一緒に滑る、子を支えるなどフォローする。
- ・タイヤ…劣化により急にへこみ足をくじく、座った時に後頭部から落下するなどケガが起こる。毎回事前に確認し、危険な時は市に連絡する。危ない場合は利用しない。

### ③ こぼと公園

#### 活動場所

- ・日陰が少ないので熱中症対策を行う。夏場は人工芝の上にタープを張り日影を確保。すべり台も熱くなって使用できない時があるので、暑い日は確認する。
- ・スタッフは、こぼと公園北側も時々見に行く。
- ・道路に面しているの、公園外への飛び出しに注意する。特に帰るとき自転車に乗せる際飛び出す子もいるので、スタッフのフォローが必要。
- ・自転車を停める場所がいっぱいになりそうになったら、整理して北側の公園へ誘導する。

#### 遊具

- ・親と一緒にブランコやジャングルジムで遊んでいる時は、親がついていても落下などの危険があるので、スタッフが見守る。
- ・すべり台上り口の階段が狭く、混雑時順番争いからくる転落の可能性がある。滑り台利用の際は、目を離さない。大人に声掛け、注意喚起する。

### ④ もみじ公園

#### 活動場所

- ・砂場上にタープを張り、日陰を確保し、熱中症対策を行う。
- ・階段やむき出しの木の根などつまずく箇所もあるので、裏山に散歩に出かける時、できるだけスタッフも同行し、注意点など伝える。特に妊婦への声かけが必要。



## 6. 遊び別安全管理(一部抜粋)

### 〈木工作〉

- ・幼児は保護者と一緒に行く。
- ・小学生と幼児の作業台を分ける。
- ・人数や年齢によって木材や工具の数を調整。
- ・作業台で工具を使用するのは、3人までとし、隣と距離を置く。
- ・作業台の上は整理整頓に努め、子どもたちが自分で片付けができるよう工夫する。
- ・作った物は持ち帰りができるか必ず確認する。状況によっては子どもと相談し、小さく作り直す、預かるなど工夫。また釘などが出ている場合は折り曲げる、抜く。

### 〈コマ・ベーゴマ〉

- ・コマをするエリアを決め、他の遊びと距離をとる。コマが大きく飛んでいく危険がある。
- ・ベーゴマ床の近くでは、子どもがしゃがんで見ないようにする。
- ・踏み抜くことがあるので、コマが裏返して放置されていたら片付ける。

### 〈火の体験活動〉

#### ◎状況判断

- ・風が強い時、乾燥注意報発令時は火をおこさない。
- ・活動中に風が強くなってきたら火を消す。
- ・近隣住民に配慮し、指定された場所で行う。

### ◎準備

- ・近隣に配慮し、指定された場所で行う。
- ・火をおこすことを、スタッフ間で共有。場を離れる際は他のスタッフに声かけし交代する。
- ・必ず金バケツ2個に水を用意する。(火傷用・消火用)
- ・七輪の回りに必要ないものを置かない。落ち葉などあれば掃き片付ける。落ち葉は燃やさない。
- ・マッチは必ずプレイリーダーが持ち、貸したプレイリーダーに必ず返してもらう。

### ◎火がついている時

- ・火がついている時は、必ずスタッフがつく。
- ・サンダル、素足で火のそばに来ない。
- ・スカート、マフラー、化繊の服は燃え移りやすので脱いでもらう。体験を断ることもある。
- ・火ばさみの先、七輪自体、落ちた炭なども熱く、火傷をすることを子どもに伝える。

### ◎片づけ

- ・薪や炭は必ず水につけて消火する。
- ・火を使った箇所、地面に水を撒く。



### イ、ヒヤリハットレポートの記入

- ・ヒヤリハットレポートは時間を置かずにスタッフ全員が確認できるよう、ビジネスチャット上に記入し、その日のうちに危険箇所などを共有できる仕組みにする。

### ウ、公園管理担当課との連携

- ・公園サポーターとして樹木の剪定、公園の清掃、危険箇所の市役所への報告等。

### エ、活動の工夫

- ・親子や子どもの導線を考慮した遊具や備品の配置。
- ・周辺住民への影響を少なくするような遊具等の配置や遊びの工夫。
- ・出入り口付近での交通事故に配慮し、目を配る。
- ・遊びが盛り上がる夕方に事故やけがが増えるため、注意する。
- ・異年齢での利用に配慮し、ゾーニングの工夫をする。

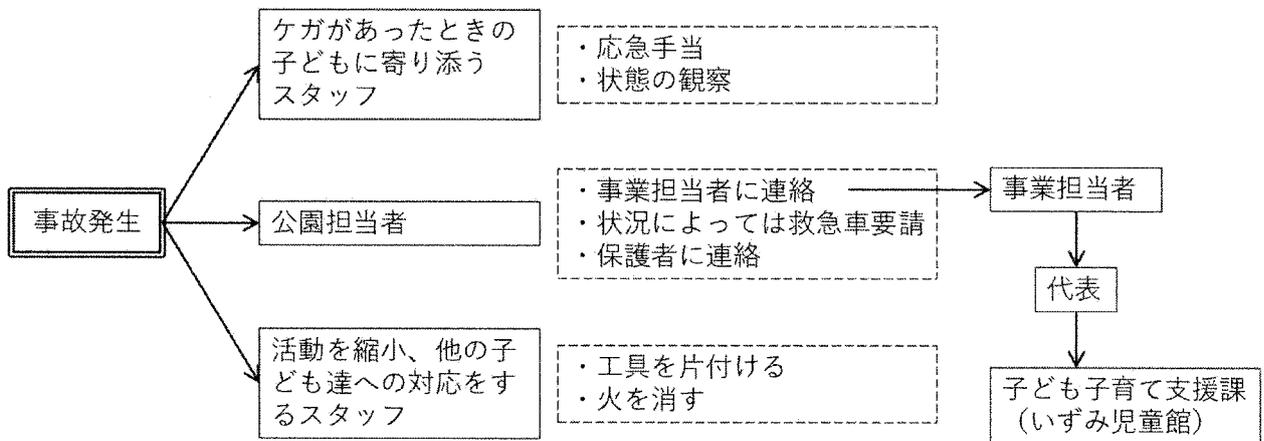
### オ、事故発生時の対応策

- ・避難訓練マニュアルを作成し、それに基づいて、公園ごとに避難訓練を行っていく。(具体的には、地震、雷、火災、不審者)

### 【緊急時の連絡体制等】

- 事故発生時
  - ①安全な場所に移動
  - ②ケガの程度、内容に応じた救急処置を行う
  - ③必要な救急車要請（119）場所、ケガの様子を正しく伝える
- 保護者への連絡
  - ・連絡が必要なケガの場合は、保護者へ連絡する。
  - ・病院に行った場合は、経過を保護者に連絡して聞く。翌日も連絡し様子をうかがう。
- 事故後の対応
  - ①事故報告書の作成
    - ・病院に行くケガの場合は事故報告書を当日中に作成し、代表と事務所に送る。
    - ・事故報告書に個人情報（名前など）は入れない。
  - ②保護者への連絡
    - ・病院に行った場合は保護者に連絡して経過を聞く。翌日も連絡し様子をうかがう。
- 苦情対応
  - ・相手方の意見を真摯に傾聴する。
  - ・苦情報告を、事業担当者、代表に報告する。必要ならば苦情報告を作成する。

### 【事故発生時のフロー図】



## 5 団体構成員の能力育成

### ①全体研修会を年間3回行います

- ・年度始めは新人研修と活動全体の目標、NPO活動と公共事業の考え方、安全管理の基本などの研修。
- ・中間研修では遊び場活動の計画、親子への共感などについて学ぶ。
- ・年度末には活動の振り返りと課題の発見を行い、次年度の目標設定に生かしていく。チェックシートを導入し、課題の発見がしやすくする。

#### 【振り返りチェックシート（課題の発見と次の目標へ）】

事業名	クリア	課題あり
<b>【来場者の実態】</b>		
来場者が増えている		
様々な年齢の子どもが来ている		
支援の必要な子どもたちが来ている(障がい者、外国人、孤立その他)		
支援の必要な保護者が来ている(育児不安、孤立など)		
地域の活動団体や子育てグループが利用、または交流している。		
<b>【来場者の様子】</b>		
多くの来場者がワクワクとドキドキを感じ、元気になっている。		
多くの来場者が不安を解消でき、リラックスできている		
来場者の気持ちや発案で遊びが始まったり発展したりしている		
来場者同士の交流が見られる(大人と子ども、子ども同士、大人同士、異年齢など)		
<b>【場の設定(条件整備、遊びの提案)】</b>		
自然を生かした遊び、生活に根差した遊びができる場を準備している		
来場者が自分の力で創ったり、チャレンジできる材料と場を準備している。		
多様な来場者が一緒に遊んだり、交流できるよう工夫をしている (バリアフリー・インクルーシブ)		
遊びを豊かにするヒントやきっかけとなる遊びの提案をしている		
支援の必要な来場者に対応できる工夫をしている		
場の設定についてスタッフ同士が情報を共有し、合意形成ができている		
<b>【情報提供・広報】</b>		
誰にでも(低年齢、障がい者、外国人等)分かりやすいよう、表示・チラシを工夫している(バリアフリー)		
来場者が必要とする情報を、誰にでも公平に提供できるよう準備している		
活動の様子などを広報する場をつくらしている(リアル+WEB)		
<b>【参画など】</b>		

多様な来場者の意見を聞く機会を設けている(アンケート、利用者懇談会、子ども会議等)		
アンケート結果や懇談会・子ども会議の議事録などを誰にでもわかりやすく公表している		
遊び場づくりやイベントなど来場者が主体となって関わられる機会を設けている		
周辺地域の市民と交流がある		
<b>【安全管理】</b>		
始業前にハザードを除去、リスクを点検できている		
ヒヤリハット案件について毎月の会議で話し合っている		
ハザードやリスクについて、スタッフ間の情報共有、合意形成ができている		
リスクについて利用者に具体的に伝えている		

### 【全体研修内容】

〈現任研修の基本的な内容〉

研修内容(軸)	研修内容	詳細
会のミッションと社会的意義	NPO 活動と公共事業	公共事業であることの責任と NPO 活動の意味
	地域との関わり	利用者、地域と共に遊び場をつくる(子どもの参画含む) 居場所づくり
現状認識	まちの現状	子どもの現状
		子ども支援の現状 遊び場の現状など
プレイリーダーマインド	子どもへの共感 保護者への共感	子どもの気持ちを理解する 現代の子育ての大変さを理解する
	遊びの重要性	様々な遊び体験
	支援を必要とする子どもたちとの関わり	子どもの発達と遊び
遊びを応援するスキル	遊びの引き出し	遊び体験、道具の扱い 遊び場の設定・計画・ゾーニング
リスク管理	リスク管理の実際	リスク管理の工夫 救急法
子育て中の親支援のスキル	子育て情報の知識 子育て支援体制の知識 支援の方法	情報提供、 相談、仲間づくり、負担軽減
スタッフのモチベーション管理	エンパワメントなど	

### ②事業内研修を行います

- ・応急救護研修
- ・工具の使い方、遊びの引き出しを増やす研修
- ・児童館見学
- ・幼児親子への対応について
- ・公園ごとの実地研修
- ・障がいがある子どもへの対応研修 等

### ③外部研修に参加します

---

以下の内容については、市や外部団体主催の研修に参加します。

- ・子育て支援全般 国分寺子ども・子育て支援円卓会議主催の研修
- ・個人情報など 子ども家庭支援センター主催の研修
- ・子どもの発達など こどもの発達センターつくしんぼ主催の研修
- ・障がい児への理解 都立特別支援学校でのボランティア養成講座

### ④プレイリーダー講習会に参加します

---

市プレイステーション主催のプレイリーダー講習会に参加し、子どもの居場所や子育て支援について学ぶとともに、フィールドワークで具体的な遊びのスキルを学びます。

## 6 費用の妥当性

別紙、「公募型協働事業収支予算書のとおり」

(提案金額：28,409,960円)

団体名 特定非営利活動法人 胃腸遊び場の会

令和6年度実施 公募型協働事業 収支予算書

(収入の部)

大項目	中項目	内訳	中項目計	大項目計
委託費	委託金	9,469,976 円 × 1 年 =	9,469,976 円	9,469,976 円
			円	0 円
合計				9,469,976 円

(支出の部)

大項目	中項目	内訳	中項目計	大項目計
人件費	活動スタッフ	午前公園 一日公園 (午前スタッフ) 午後公園 (午後スタッフ)	1,200 円 × 2.5 H × 2 人 × 36 回 = 864,000 円 1,200 円 × 2.5 H × 2 人 × 36 回 = 1,296,000 円 1,200 円 × 4.0 H × 3 人 × 36 回 = 3,110,400 円	5,270,400 円
	報償費	市民サポーター謝礼金(1公園1回500円×10公園)	500 円 × 30 回 = 150,000 円	150,000 円
	担当者	事業責任者 午前公園責任者 一日公園責任者 カウンセラー	1,400 円 × 40.0 H × 1 人 × 11 回 = 616,000 円 1,200 円 × 2.0 H × 4 人 × 11 回 = 105,600 円 1,200 円 × 5.0 H × 6 人 × 11 回 = 396,000 円 1,700 円 × 2.0 H × 1 人 × 30 回 = 102,000 円	1,219,600 円
	会議費	定例会議(事業責任者+スタッフ25人) 支援課との学期会議(事業責任者+公園担当10人) 公園課との会議(事業責任者+公園担当10人) 相談担当者との話し合い 円卓会議 救急研修 学期研修(安全管理、遊び研修等)	1,200 円 × 2.0 H × 26 人 × 11 回 = 686,400 円 1,200 円 × 2.0 H × 11 人 × 3 回 = 79,200 円 1,200 円 × 2.0 H × 11 人 × 1 回 = 26,400 円 1,200 円 × 1.0 H × 26 人 × 2 回 = 62,400 円 1,200 円 × 1.0 H × 1 人 × 12 回 = 14,400 円 1,200 円 × 2.0 H × 26 人 × 1 回 = 62,400 円 1,200 円 × 2.0 H × 26 人 × 2 回 = 124,800 円	1,056,000 円
消耗品費		午前公園 一日公園 全体消耗品	500 円 × 36 回 × 4 公園 = 72,000 円 1,100 円 × 36 回 × 6 公園 = 237,600 円 61,600 円	371,200 円
広報印刷費		工具、器具、事務用品等		
役員報酬	年間の役員報酬	8,000 円 × 4 公園 = 32,000 円 10,000 円 × 6 公園 = 60,000 円	40,000 円	40,000 円
諸経費	諸経費			
小計			92,000 円	92,000 円
消費税				
合計				8,199,200 円
				819,825 円
				9,019,025 円
				450,951 円
合計				9,469,976 円

団体名 特定非営利活動法人 冒險遊び場の会

令和7年度実施 公募型協働事業 収支予算書

(収入の部)

大項目	中項目	内訳	1 年 =	中項目計	大項目計
委託費	委託金	9,469,992 円 ×	9,469,992 円	9,469,992 円	9,469,992 円
				円	0 円
合計					9,469,992 円

(支出の部)

大項目	中項目	内訳	中項目計	大項目計		
人件費	活動スタッフ	午前公園 一日公園 (午前スタッフ) (午後スタッフ)	1,240 円 × 2.5 H × 2 人 × 35 回 = 888,000 円 1,240 円 × 2.5 H × 2 人 × 35 回 = 1,302,000 円 1,240 円 × 4.0 H × 3 人 × 35 回 = 3,124,800 円	5,294,800 円	6,681,120 円	
		市民サポーター謝礼金(1公園1回500円 × 10公園)	500 円 × 30 回 = 150,000 円			
		事業責任者 午前公園責任者 一日公園責任者 カウンセラー	1,400 円 × 4.0 H × 1 人 × 11 回 = 616,000 円 1,240 円 × 2.0 H × 4 人 × 11 回 = 109,120 円 1,240 円 × 5.0 H × 6 人 × 11 回 = 409,200 円 1,700 円 × 2.0 H × 1 人 × 30 回 = 102,000 円			
	会議費	定例会議(事業責任者+スタッフ25人) 支援課との学期会議(事業責任者+公園担当10人) 公園課との会議(事業責任者+公園担当10人) 相談担当者との話し合い 円卓会議 救急研修 学期研修(安全管理、遊び研修等)	午前公園 一日公園	1,240 円 × 2.0 H × 26 人 × 11 回 = 709,280 円 1,240 円 × 2.0 H × 11 人 × 3 回 = 81,840 円	1,091,200 円	1,091,200 円
			全体消費品	1,240 円 × 2.0 H × 11 人 × 1 回 = 27,280 円		
			午前公園 一日公園	1,240 円 × 1.0 H × 26 人 × 2 回 = 64,480 円 1,240 円 × 1.0 H × 1 人 × 12 回 = 14,880 円		
			午前公園 一日公園	1,240 円 × 2.0 H × 26 人 × 1 回 = 64,480 円 1,240 円 × 2.0 H × 26 人 × 2 回 = 128,960 円		
			午前公園 一日公園	500 円 × 35 回 × 4 公園 = 70,000 円 1,100 円 × 35 回 × 6 公園 = 231,000 円		
			全体消費品	8,000 円 × 10,000 円 × 4 公園 = 32,000 円 10,000 円 × 6 公園 = 60,000 円		
			工具、器具、事務用品等			
消耗品費		334,920 円	334,920 円			
役務費(保険料)	年間保険料		92,000 円	92,000 円		
直接経費計				8,199,240 円		
諸経費				819,800 円		
小計				9,019,040 円		
消費税				450,952 円		
合計				9,469,992 円		

団体名 特定非営利活動法人 冒險遊び場の会

令和8年度実施 公募型協働事業 収支予算書

(収入の部)

大項目	中項目	内訳	1 年 =	中項目計	大項目計
委託費	委託金	9,469,992 円 ×		9,469,992 円	9,469,992 円
				円	0 円
	合計				9,469,992 円

(支出の部)

大項目	中項目	内訳	回数	中項目計	大項目計
人件費	活動スタッフ	午前公園 一日公園	2.5 H × 2 人 × 34 回 2.5 H × 2 人 × 34 回	870,400 円 1,305,600 円	5,309,440 円
		午後スタッフ 市庁サポーター謝礼金(1公園1回500円 × 10公園)	4.0 H × 3 人 × 34 回 500 円 × 30 回	3,133,440 円 150,000 円	
	報償費 担当者	事業責任者	40.0 H × 1 人 × 11 回	616,000 円	1,253,040 円
		午前公園責任者	2.0 H × 4 人 × 11 回	112,640 円	
		一日公園責任者	5.0 H × 6 人 × 11 回	422,400 円	
		カウンセラー	2.0 H × 1 人 × 30 回	102,000 円	
	会議費	定例会議(事業責任者+スタッフ25人)	2.0 H × 26 人 × 11 回	732,160 円	1,076,480 円
		支援課との学期会議(事業責任者+公園担当10人) 公園課との会議(事業責任者+公園担当10人) 相談担当者との話し合い 円卓会議 救急研修 学期研修(安全管理、遊び研修等)	2.0 H × 11 人 × 3 回 2.0 H × 11 人 × 1 回 1.0 H × 26 人 × 2 回 1.0 H × 1 人 × 12 回 1.5 H × 26 人 × 1 回 1.5 H × 26 人 × 2 回	84,480 円 28,160 円 66,560 円 15,360 円 49,920 円 99,840 円	
	消耗品費	午前公園 一日公園	500 円 × 34 回 1,100 円 × 34 回		322,680 円
		全体消耗品 工具、器具、事務用品等	8,000 円 × 10,000 円 ×		92,000 円
役務費(保険料)	年間保険料			92,000 円	
	直接経費計				8,203,640 円
	諸経費				815,400 円
	小計				9,019,040 円
	消費税				450,952 円
	合計				9,469,992 円

# 過去の活動実績報告書

年度	案件名	契約期間
平成 29年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国分寺市プレイステーション指定管理に係わる協定</li> <li>・こくぶんじ青空ひろば事業業務委託</li> <li>・東部地区拠点親子ひろば事業業務委託</li> </ul>	<p>平成29年4月1日から平成30年3月31日まで</p> <p>平成29年4月1日から平成30年3月31日まで</p> <p>平成28年4月1日から平成31年3月31日まで</p>
平成 30年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国分寺市プレイステーション指定管理に係わる協定</li> <li>・こくぶんじ青空ひろば事業業務委託</li> <li>・東部地区拠点親子ひろば事業業務委託</li> </ul>	<p>平成30年4月1日から平成31年3月31日まで</p> <p>平成30年4月1日から平成33年3月31日まで</p> <p>平成28年4月1日から平成31年3月31日まで</p>
令和 元年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国分寺市プレイステーション指定管理に係わる協定</li> <li>・こくぶんじ青空ひろば事業業務委託</li> <li>・東部地区拠点親子ひろば事業業務委託</li> </ul>	<p>平成31年4月1日から平成32年3月31日まで</p> <p>平成30年4月1日から平成33年3月31日まで</p> <p>平成31年2月2日から平成36年3月31日まで</p>
令和 2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国分寺市プレイステーション指定管理に係わる協定</li> <li>・こくぶんじ青空ひろば事業業務委託</li> <li>・東部地区拠点親子ひろば事業業務委託</li> </ul>	<p>令和2年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>平成30年4月1日から平成33年3月31日まで</p> <p>平成31年2月2日から平成36年3月31日まで</p>
令和 3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国分寺市プレイステーション指定管理に係わる協定</li> <li>・こくぶんじ青空ひろば事業業務委託</li> <li>・東部地区拠点親子ひろば事業業務委託</li> </ul>	<p>令和2年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>令和3年4月1日から令和6年3月31日まで</p> <p>平成31年2月2日から平成36年3月31日まで</p>
令和 4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国分寺市プレイステーション指定管理に係わる協定</li> <li>・こくぶんじ青空ひろば事業業務委託</li> <li>・東部地区拠点親子ひろば事業業務委託</li> <li>・冒険遊び場における新たな子どもの仕事体験・居場所づくり推進事業等委託</li> </ul>	<p>令和2年4月1日から令和5年3月31日まで</p> <p>令和3年4月1日から令和6年3月31日まで</p> <p>平成31年2月2日から平成36年3月31日まで</p> <p>令和3年12月16日から令和5年3月31日まで</p>
令和 5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国分寺市プレイステーション指定管理に係わる協定</li> <li>・こくぶんじ青空ひろば事業業務委託</li> <li>・東部地区拠点親子ひろば事業業務委託</li> <li>・冒険遊び場における新たな子どもの仕事体験・居場所づくり推進事業等委託</li> </ul>	<p>令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p> <p>令和3年4月1日から令和6年3月31日まで</p> <p>平成31年2月2日から平成36年3月31日まで</p> <p>令和5年4月1日から令和6年3月31日まで</p>

# 特定非営利活動法人 冒険遊び場の会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人冒険遊び場の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都国分寺市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、子どもたちが地域で生き生きと遊び、すこやかに成長できるよう、冒険遊び場事業を行うとともに、子どもの遊びの環境や子育て環境をよりよくするための研究、啓発事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 冒険遊び場等、子どもの遊び場や居場所の運営に関する事業
- (2) 遊び場づくりや地域の遊び場活動の普及および啓発事業
- (3) 子どものためのまちづくり推進に関する事業
- (4) その他の前各号の事業を行うに必要な事業

## 第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下法という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び法人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人及び法人及び団体

(会費)

第7条 この法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、年会費を払い込むことによって正会員となることができる。

2 本会の賛助会員になろうとする者は、別に定める年会費を納入する事によって賛助会員となることができる。

第8条 正会員は、毎年1回年会費を納入しなければならない。

- 2 正会員の会費については別に総会で定めるものとする。
- 3 賛助会員は、毎年1回年会費を納入しなければならない。
- 4 賛助会員の会費については別に総会で定めるものとする。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は次のときに、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき

- (2) 継続して3年以上会費を滞納したとき
  - (3) 除名されたとき
  - (4) 会員が死亡し又は会員である団体が消滅したとき
- (除名)

第10条 会員がこの会の目的又は定款の定め反する言動をした場合、又は会の秩序を乱すなど会員としてふさわしくない行為をした場合は、理事会の議決により除名することができる。

2 前項の定めにより除名しようとする場合、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるものとする。

(会費の不返還)

第11条 本法人は、既に納入された会費は返還しない。

### 第3章 役員

(役員の種類および定数)

第12条 本法人に次の役員を置く

- (1) 理事 5人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は総会で選任する。

2 代表理事、副代表理事は、理事の互選により定める。

3 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 代表理事は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は代表理事を補佐し、代表理事に事故ある時、または代表理事が欠けた時は、代表理事があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (2) この法人の財産の状況を監査すること
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況または本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合に限り、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠または増員により選任された役員任期は、前項の規定に係わらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了の後においても、第12条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において理事総数の3分の2以上の議決により、当該役員を解任することができる。

(1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(報酬等)

第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は理事会で定めるものとする。

## 第4章 総会

(種別)

第18条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第20条 総会は、本会の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 事業報告および決算の承認

(2) 役員を選任および解任

(3) 正会員の年会費の額

(4) 賛助会員の年会費の額

(5) 定款の変更

(6) 合併および解散

(7) 解散における残金財産の帰属

(9) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(総会の開催)

第21条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をした場合

(2) 正会員の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第14条4項4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第22条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があった時は、すみやかに臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項、および内容を示した書面、または電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない

(議長)

第23条 総会の議長は出席した正会員の中から代表理事が指名する。

(定足数)

第24条 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 総会における議決事項は、第22条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急を要するもので出席した正会員の過半数の同意があった場合は、この限りではない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第26条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、ファクシミリまたは電磁的方法または、他の正会員の代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 議長は、総会の議事について議事録を作成し、議長および出席した正会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名し、これを保存しなければならない。

## 第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は理事をもって構成する。

2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第29条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) その他本会の運営に関する必要な事項

(理事会の開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 代表理事が必要と認めたとき

(2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第二項の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集する時は、会議の日時、場所、目的、および審議事項を記載した書面または電磁的方法により、開催の5日前までに通知しなければならない

(理事会の議長)

第32条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第33条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ議決することはできない。

(理事会の議決)

第34条 理事会の議事は、この定款に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 理事会における議決事項は、第31条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし緊急を要するもので出席理事の過半数の同意があった場合はこの限りではない。

3 理事会の議決において特別の利害関係を有する理事は、当該事項について表決権を行使することができない。

(書面表決等)

第35条 やむえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決権を行使することができる。

2 前項の規定により表決した理事は、前条第1項の適用については理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第36条 議長は、理事会の議事の経過およびその結果について議事録を作成し、議長および出席した理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2名が署名し、これを保存しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第37条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第38条 本法人の資産は代表理事が管理し、その管理方法は理事会の議決による。

(経費の支弁)

第39条 本法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第41条

本法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、毎年事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

2 前項の規定による理事会の議決を得た事業計画及び予算は、当該事業年度中の通常総会に報告しなければならない。

3 当該事業年度中の事業計画及びこれに伴う予算の変更は理事会の議決を経て定める。

(事業報告および決算)

第42条 本法人の事業報告書、及び活動計算書、財産目録および貸借対照表は、代表理

事が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の承認を得なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

### 第43条

この定款は、正会員の3分の1以上が出席した総会において過半数の議決を経、かつ特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する事項については所轄庁の認証を受けなければ変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第44条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取り消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、正会員の3分の1以上が出席した総会において、出席した正会員の過半数の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

4 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(合併)

第45条 本法人は、正会員の3分の1以上が出席した総会において過半数の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

(残余財産の帰属先)

第46条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始決定による解散を除く）したときに有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって選定した地方公共団体に譲渡するものとする。

(公告の方法)

第47条 本法人の公告は、本法人の事務所の前の掲示板に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

## 第8章 雑則

(委員会)

第48条 本法人は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の議決を経て委員会を設けることができる。

2 委員会の組織および運営に関して必要な事項は、代表理事が理事会の議決を経て、別に定める

(事務局)

第49条 本法人は、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織および運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が別に

定める。

(実施規則)

第50条 この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附則

1 この定款は、本会が法人として成立した日（以下、「設立日」という）から施行する。

2 本法人の設立当初の会費の額は、第8条の規定にかかわらず設立総会で定めるものとする。

3 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。その任期は、第15条の規定にかかわらず、設立日から平成13年3月31日までとする。

代表理事	角 麻里子
副代表理事	菅 原 恵 利
理事	青 木 稔
	秋 元 敦
	加賀谷 幸 規
	中 村 祐 子
	林 春 樹
	宮 崎 晃
監事	輿 水 康次郎
	平 沢 歩

4 本法人の設立当初の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、設立日から平成12年3月31日までとする。

5 本法人の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算は、第41条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 本法人の設立により、国分寺・冒険遊び場の会の会員およびいっさいの財産はこの法人が継承する。

附則 この定款は、平成 26 年 9 月 26 日から施行する。

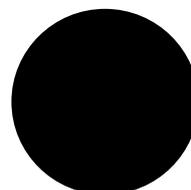
附則 この定款は、平成 27 年 9 月 17 日から施行する。

附則 この定款は、平成 28 年 10 月 20 日から施行する。

附則 この定款は、平成 30 年 11 月 2 日から施行する。

現行定款に相違ありません。

代表理事 武藤陽子



## 令和5年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 冒険遊び場の会

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
(A)	経常収益		
1	受取会費		750,000
	正会員受取会費	500,000	
	賛助会員受取会費	250,000	
2	受取寄附金		1,000,000
	受取寄附金	1,000,000	
	施設等受入評価益		
3	受取助成金等		0
	受取補助金		
4	事業収益		65,023,421
	冒険遊び場等、子どもの遊び場や居場所の運営に関する事業	64,162,421	
	遊び場づくりや地域の遊び場活動の普及および啓発事業	320,000	
	子どものためのまちづくり推進に関する事業	0	
	その他の前各号の事業を行うに必要な事業	541,000	
5	その他の収益		0
	受取利息		
	雑収入		
	経常収益計		66,773,421
(B)	経常費用		
1	事業費		
	(1) 人件費		50,916,090
	職員給料手当	10,650,000	
	アルバイト給与	34,002,150	
	事務人件費	2,658,940	
	謝礼金	438,000	
	福利厚生費	3,167,000	
	(2) その他経費		11,613,848
	保険料	431,000	
	旅費交通費	283,000	
	会議費	10,000	
	通信費	256,000	
	消耗品費	1,011,853	
	事務用品費	40,000	
	活動教材費	200,000	
	施設維持費	518,300	
	水道光熱費	2,001,000	
	機械整備費	110,000	
	清掃委託費	380,000	
	会費等	30,000	
	地代家賃	12,000	
	車検料	452,850	
	車両リース料	186,000	
	車両管理費	38,000	
	広報印刷費	40,000	
	商品仕入れ高	1,320,000	
	ブレイク-講習会開催費	250,000	
	諸経費より	4,043,845	
	事業費計		62,529,938
2	管理費		
	(1) 人件費		537,200
	役員報酬	360,000	
	アルバイト給与	141,200	
	労働保険料	36,000	
	(2) その他経費		188,000
	旅費交通費	5,000	
	会議費	10,000	
	交際費		
	通信費	10,000	
	消耗品費	10,000	
	水道光熱費	6,000	
	地代家賃	60,000	
	広報印刷費	50,000	
	事務用品費	5,000	
	諸会費	12,000	
	租税公課	4,000	
	支払い報酬料	16,000	
	管理費計		725,200
	経常費用計		63,255,138
	当期経常増減額【A】-【B】・・・①		3,518,283
(C)	経常外収益		
	固定資産売却益		
	過年度損益修正益		
	経常外収益計		0
(D)	経常外費用		
	固定資産売却損		
	災害損失		
	過年度損益修正損		
	経常外費用計		0
	当期経常外増減額【C】-【D】・・・②		0
	税引前当期正味財産増減額①+②・・・③		3,518,283
	法人税、住民税及び事業税・・・④		3,383,483
	前期繰越正味財産額・・・⑤		
	次期繰越正味財産額③-④+⑤		134,800

## 令和4年度 活動計算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人 冒険遊び場の会

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
(A)	経常収益		
1	受取会費		620,000
	正会員受取会費	550,000	
	賛助会員受取会費	70,000	
2	受取寄附金		1,268,745
	受取寄附金	584,821	
	受取寄附(什器備品)	683,924	
3	受取助成金等		0
	受取補助金		
4	事業収益		60,103,227
	冒険遊び場等、子どもの遊び場や居場所の運営に関する事業	59,422,582	
	遊び場づくりや地域の遊び場活動の普及および啓発事業	185,925	
	子どものためのまちづくり推進に関する事業	0	
	その他の前各号の事業を行うに必要な事業	494,720	
5	その他の収益		13,601
	受取利息	101	
	雑収入	13,500	
	経常収益計		62,005,573
(B)	経常費用		
1	事業費		
	(1) 人件費		51,679,738
	職員給料手当	8,270,140	
	アルバイト給与	29,096,378	
	支援員・助産師・カウンセラー給与	2,797,230	
	事務人件費	3,480,356	
	謝礼金	324,950	
	福利厚生費	3,505,459	
	人件費(諸経費より)	4,205,225	
	(2) その他経費		8,242,683
	保険料	425,149	
	旅費交通費	278,492	
	会議費	7,615	
	交際費	0	
	通信費	244,003	
	消耗品費	1,504,073	
	事務用品費	35,683	
	活動教材費	185,872	
	施設維持費	133,654	
	水道光熱費	1,803,692	
	機械警備費	104,280	
	清掃委託費	824,450	
	会費等	33,000	
	地代家賃	527,228	
	支払い手数料	28,874	
	支払報酬料	137,487	
	車両リース料	277,200	
	車両管理費	46,497	
	広報印刷費	32,535	
	商品仕入れ高	1,131,308	
	レクリエーション講習会開催費	205,354	
	雑費	64,840	
	諸経費より(支払手数料他)	77,139	
	諸経費より(事務所経費按分)	134,258	
	事業費計		59,922,421
2	管理費		
	(1) 人件費		452,220
	役員報酬	360,000	
	事務人件費	56,134	
	福利厚生費	36,086	
	(2) その他経費		127,219
	旅費交通費		
	会議費		
	交際費		
	通信費	20,582	
	消耗品費	2,990	
	水道光熱費	5,631	
	会費等		
	地代家賃	68,582	
	租税公課	4,950	
	支払い手数料	9,208	
	支払い報酬料	15,276	
	広報印刷費	0	
	管理費計		579,439
	経常費用計		60,501,860
	当期経常増減額 (A) - (B) . . . ①		1,503,713
(C)	経常外収益		
	固定資産売却益		
	過年度損益修正益		
	経常外収益計		0
(D)	経常外費用		
	固定資産売却損		
	災害損失		
	過年度損益修正損		
	経常外費用計		0
	当期経常外増減額 (C) - (D) . . . ②		0
	税引前当期正味財産増減額 ①+② . . . ③		1,503,713
	法人税、住民税及び事業税 . . . ④		1,652,995
	前期繰越正味財産額 . . . ⑤		5,086,692
	次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		4,937,410

## 令和4年度 財産目録

特定非営利活動法人 冒険遊び場の会

(単位:円)

科	目	金額	小計	合計
【A】	資産の部			
1	流動資産			
	現金預金			10,178,909
	手元現金		7,105,824	
	みずほ銀行国分寺支店普通預金	103,538		
	多摩信用金庫国分寺支店普通預金	313,039		
	多摩信用金庫国分寺支店普通預金①	112,370		
	多摩信用金庫国分寺支店普通預金②	3,865,564		
	多摩信用金庫国分寺支店普通預金③	1,424,117		
	多摩信用金庫国分寺支店普通預金④	391,672		
	ゆうちょ郵便振替口座	0		
	きらぼし銀行国分寺支店普通預金	692,360		
	未収金			
	冒険遊び場等、子どもの遊び場や居場所の運営に関する事業未収金	3,073,085	3,073,085	
	棚卸資産			
	流動資産合計・・・①			10,178,909
2	固定資産			
	(1)有形固定資産			683,924
	車両運搬具			
	什器備品	683,924	683,924	
	(2)無形固定資産			
	ソフトウェア			
	借地権			
	(3)投資その他の資産			
	敷金			
	長期貸付金			
	固定資産合計・・・②			683,924
【A】	資産合計 ①+②			10,862,833
【B-1】	負債の部			
1	流動負債			
	未払金			5,925,423
	3月分給与	4,091,518	5,616,788	
	3月分社会保険料	548,775		
	委託金返還			
	水道光熱費・通信費・他等			
	消費税・法人税	976,495		
	預り金			
	源泉徴収税・住民税・労働保険料等	308,635	308,635	
	流動負債合計・・・③			5,925,423
2	固定負債			
	長期借入金			
	退職給付引当金			
	固定負債合計・・・④			
【B-1】	負債合計 ③+④			5,925,423
【B-2】	正味財産合計 【A】-【B-1】			4,937,410

## 令和4年度 貸借対照表

特定非営利活動法人 冒険遊び場の会

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】	資産の部		
1	流動資産		
	現金預金		10,178,909
	未収金	7,105,824	
	棚卸資産	3,073,085	
	流動資産合計・・・①		10,178,909
2	固定資産		
	(1)有形固定資産		
	車両運搬具		
	什器備品	683,924	
	(2)無形固定資産		
	ソフトウェア		
	借地権		
	(3)投資その他の資産		
	敷金		
	長期貸付金		
	固定資産合計・・・②		683,924
	【A】資産合計①+②		10,862,833
【B-1】	負債の部		
1	流動負債		
	未払金		5,925,423
	預り金	5,616,788	
		308,635	
	流動負債合計・・・③		5,925,423
2	固定負債		
	長期借入金		
	退職給付引当金		
	固定負債合計・・・④		
	負債合計③+④		5,925,423
【B-2】	正味財産の部		
	前期繰越正味財産額	5,086,692	
	当期正味財産増減額	-149,282	
	正味財産合計		4,937,410
【B】	負債及び正味財産合計【B-1】+【B-2】		10,862,833